

グリーン調達基準 附属書

対象化学物質リスト

(Ver. A1-1.01)

改訂：2025年10月7日

制定：2024年11月1日

株式会社 **ニッセイ**

目 次

1. 含有禁止化学物質の管理基準	2
2. ニッセイ製品含有化学物質	3
(1) 含有禁止化学物質 (レベル A)	
1) RoHS	
2) RoHS 以外の禁止物質	
(2) 含有管理化学物質 (レベル B)	
3. EU RoHS 指令 適用除外	15

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

1. 含有禁止化学物質の管理基準

弊社にて規制している含有禁止化学物質の管理基準を以下のように規定します。

含有基準値	内容
「意図的使用禁止」	意図的な使用を禁止します。 サプライチェーンを通じた情報伝達により、意図的な使用をしていないことの確認をお願いします。
「含有禁止」	意図的な使用を禁止することに加え、他の物品からの混入もしくは移行、および不純物もしくは副生成物を含む非意図的な含有も禁止します。 サプライチェーンを通じた情報伝達により、不使用かつ非含有の確認をお願いします。 確認した結果、サプライチェーン全体として意図的な使用をしておらず、かつ非意図的な含有を把握していない場合、非含有と判断していただくことが可能です。
「意図的使用禁止」に加え含有基準値を指定	意図的な使用を禁止することに加え、非意図的な含有により指定した含有基準値を超えることを禁止します。 サプライチェーンを通じた情報伝達により、意図的な使用をしておらず、かつ他の物品からの混入もしくは移行、および不純物もしくは副生成物を含む非意図的な含有が指定した含有基準値を超えないことの確認をお願いします。
含有基準値のみを指定	意図的な使用および非意図的な含有が含有基準値を超えることを禁止します。 サプライチェーンを通じた情報伝達により、意図的な使用および他の物品からの混入もしくは移行、および不純物もしくは副生成物を含む非意図的な含有が含有基準値を超えないことの確認をお願いします。

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

2. ニッセイ製品含有化学物質

(1) 含有禁止化学物質（レベル A）

弊社では、以下の化学物質／化学物質群を「含有禁止化学物質（レベル A）」と定めます。

「含有禁止化学物質（レベル A）」は、「RoHS」および「RoHS 以外の禁止物質」からなります。これらは、法規制などにより世界的に使用が規制されています。

1) RoHS

「RoHS」として規定する化学物質／化学物質群は、EUのRoHS指令（DIRECTIVE 2011/65/EU）において規制されている化学物質／化学物質群です。

<RoHS 一覧表>

	化学物質／化学物質群	含有基準値
0001	鉛／鉛化合物	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 ただし、熱硬化性または熱可塑性樹脂で被覆されたケーブル・コードについては 0.03% (300ppm) 以下 (ただし、適用除外項目を除く) (注 1)、(注 2)、(注 3)、(注 4)
0002	カドミウム／カドミウム化合物	均質材料中において 0.01% (100ppm) 以下 (ただし、適用除外項目を除く) (注 2)、(注 3)、(注 4)
0003	六価クロム／六価クロム化合物	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 (ただし、適用除外項目を除く) (注 2)、(注 3)、(注 4)
0004	水銀／水銀化合物	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 (ただし、適用除外項目を除く) (注 2)、(注 3)、(注 4)
0005	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	意図的使用禁止 かつ 均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下
0006	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	意図的使用禁止 かつ 均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下
0007	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) (注 5)	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 (注 6)
0008	フタル酸-n-ブチル=ベンジル (BBP)	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 (注 6)
0009	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 (注 6)
0010	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	均質材料中において 0.1% (1000ppm) 以下 (注 6)

注 1) 鉛／鉛化合物の含有基準値

プロポジション 65 (米国カリフォルニア州法の「安全飲料水および有害物質施行法」) の順守を意図して、熱硬化性または熱可塑性樹脂で被覆されたケーブル・コードについては含有基準値を 0.03% (300ppm) とします。

ただし、該当部品について弊社がプロポジション 65 の対象外であることを確認した場合、含有基準値は 0.1% (1000ppm) 以下とします。

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

注 2) 包装材および包装補助材に対する規制

弊社製品とともに出荷される包装材に使用される部品、材料および副資材は、鉛、カドミウム、六価クロムおよび水銀の意図的使用がなく、かつそれぞれの部品、材料および副資材において、鉛、カドミウム、六価クロムおよび水銀の含有基準値を合計で 100ppm 以下とします。

注 3) 化合物における含有量については、金属換算を行った値を採用します。

注 4) EU RoHS 指令 附属書Ⅲおよび附属書Ⅳにおいて適用除外項目が設定されています。

適用除外項目の詳細については、「2. EU RoHS 指令 適用除外項目」をご参照ください。

EU RoHS 指令適用除外を使用した物品の弊社への納入期限は、EU RoHS 指令が定める法令満了日の 1 年前とします。ただし、取引先様から申し出があった場合、納入期限を別途定めることがあります。

注 5) 別称：フタル酸ジオクチル (DOP)

注 6) DEHP、BBP、DBP および DIBP の含有基準値

弊社製品とともに出荷される包装材に使用される部品、材料および副資材は、DEHP、BBP、DBP および DIBP の含有基準値を材料中において合計で 0.1% (1000ppm) 未満とします。

EU RoHS 指令の適用を受けない製品・部品であり、かつ、前述の包装材以外に使用される部品については、DEHP、BBP、DBP および DIBP の含有基準値を可塑化された材料中において合計で 0.1% (1000ppm) 未満とします。

ただし、産業または農業の作業場でのみ労働者に使用される、または屋外でのみ使用される製品・部品については、可塑化された材料がヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しない場合、本注記は適用せず、DEHP、BBP、DBP および DIBP それぞれの化学物質の含有基準値は 0.1% (1000ppm) 以下とします。

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

2) RoHS 以外の禁止物質

「RoHS 以外の禁止物質」として規定する化学物質／化学物質群は、各国の法規制など（EU RoHS 指令を除く）において使用が規制されている化学物質／化学物質群です。

<RoHS 以外の禁止物質 一覧表>

	化学物質／化学物質群	CAS RN®	含有基準値
0001	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書における規制物質)	—	意図的使用禁止
0002	アスベスト類	—	意図的使用禁止
0003	一部のアゾ染料・顔料	—	(1) 1 以上のアゾ基の還元分解によって、芳香族アミンを放出する可能性のあるアゾ染料および顔料： 人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のある織物製品および皮革製品について、意図的使用禁止 かつ染色された部分中において 30mg/kg (30ppm) 以下 (注 7) (2) 「アゾ染料リスト」に含まれる染料： ・物質としては意図的使用禁止 ・混合物において 0.1 重量% (1000ppm) 以下 (注 7)
0004	ポリ塩化ジフェニル類 (PCB 類)	—	含有禁止 (注 8)
0005	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	—	意図的使用禁止 かつ均質材料において 50mg/kg (50ppm) 以下
0006	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数 3 以上)	—	含有禁止
0007	放射性物質	—	意図的使用禁止
0008	C10-C13 の短鎖塩素化パラフィン (SCCP)	—	含有禁止 (注 8)
0009	トリブチルスズ (TBT) 化合物およびトリフェニルスズ (TPT) 化合物を含む、三置換有機スズ化合物	—	意図的使用禁止 かつ均質材料においてスズ換算 0.1 重量% (1000ppm) 以下
0010	ビス (トリブチルスズ) =オキシド (TBTO)	56-35-9	含有禁止 (注 8)
0011	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) およびその塩	—	含有禁止 (注 8)
	PFOS 関連物質	—	含有禁止 (注 8)
0012	ジメチルホルムアミド (DMF)	624-49-7	意図的使用禁止 かつ部品において 0.1mg/kg (0.1ppm) 以下
0013	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	含有禁止 (注 8)
0014	ジブチルスズ (DBT) 化合物	—	混合物または均質材料においてスズ換算 0.1 重量% (1000ppm) 以下

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

	化学物質／化学物質群	CAS RN®	含有基準値
0015	ジオクチルスズ (DOT) 化合物	—	対象製品に対し、均質材料においてスズ換算 0.1 重量% (1000ppm) 以下 (注 9)
0016	ホルムアルデヒド	50-00-0	(1) 木材製品・部品 (合板、パーティクルボードなど) : 「米国カリフォルニア州 複合木材製品からのホルムアルデヒド規制」 (Sections 93120-93120.12, title17, California Code of Regulations) に基づく指定試験法により、規制値に適合すること (2) 繊維製品・部品 (糸、布など) および皮膚に長時間触れることが想定される製品・部品 : 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則」 (昭和四十九年九月二十六日厚生省令第三十四号) の別表第一に基づく試験法により、試料 1g についてホルムアルデヒドの溶出量が 16 μ g 以下であること (3) 食品の容器・包装に使用されかつ食品に直接接することが想定される製品・部品 : 「食品衛生法」 (昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号) に基づく「食品、添加物などの規格基準」 (厚生省告示第三百七十号) に基づく試験法により、陰性であること
0017	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	118-74-1	含有禁止 (注 8)
0018	ヘキサブromシクロドデカン (HBCD)	(注 10)	含有禁止
0019	PFOA (パーフルオロオクタン酸) およびその塩	-	含有禁止 (注 8)
	PFOA 関連物質 (注 11)	-	含有禁止 (注 8)
0020	多環芳香族炭化水素 (PAH)		人の皮膚または口腔に直接かつ長時間もしくは短期反復的に接触するゴムあるいはプラスチック部品において各 PAH が 1mg/kg (1ppm) 以下
	ベンゾ [a] ピレン	50-32-8	
	ベンゾ [e] ピレン	192-97-2	
	ベンゾ [a] アントラセン	56-55-3	
	クリセン	218-01-9	
	ベンゾ [b] フルオランテン	205-99-2	
	ベンゾ [j] フルオランテン	205-82-3	
	ベンゾ [k] フルオランテン	207-08-9	
ジベンゾ [a, h] アントラセン	53-70-3		
0021	ポリ塩化ナフタレン (Cl \geq 2)	—	含有禁止

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

	化学物質／化学物質群	CAS RN®	含有基準値
0022	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン および2, 4, 4-トリメチルペンテン の反応生成物 (BNST)	68921-45-9	含有禁止
0023	ポリ塩化ナフタレン (C1≥1)	-	含有禁止
0024	ビスフェノール A	80-05-7	感熱紙において0.02% (200ppm) 未満
0025	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	68937-41-7	含有禁止 (注12)
0026	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	(1) 物質：含有禁止 (2) 混合物：1重量%以下 (3) 成形品：部品において1重量%以下
0027	<2026年6月30日までの基準 (弊社への納入日) >		
	C9-C14のパーフルオロカルボン酸 (PFCA) およびその塩 (注13)	-	物質、混合物、成形品において C9-C14のPFCA およびその塩の合計で 25ppb 未満 (注15)
	C9-C14のPFCA 関連物質 (注14)	-	物質、混合物、成形品において C9-C14のPFCA 関連物質の合計で 260ppb 未満
	<2026年7月1日以降の基準 (弊社への納入日) >		
	C9-C21の長鎖パーフルオロカルボン 酸 (LC-PFCA) およびその塩 (注16)	-	含有禁止 (注18) (注19)
	C9-C21のLC-PFCA 関連物質 (注17)	-	含有禁止 (注18) (注19)
0028	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) およびその塩	-	含有禁止 (注8)
	PFHxS 関連物質 (注20)	-	含有禁止 (注8)
0029	UV-328	25973-55-1	含有禁止
0030	デクロランプラス	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	含有禁止
0031	パーフルオロヘキサン酸 (PFHxA) お よびその塩 (注21)	-	以下の用途に対し、均質材料において PFHxA およびその塩の合計で25ppb 未 満 (1) 一般公衆向けのテキスタイル、 レザー、毛皮および皮革 (2) 一般公衆向け履物 (3) 食品接触材料として使用される 紙およびボール紙 (4) 一般公衆向け混合物 (5) 化粧品

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

	化学物質／化学物質群	CAS RN®	含有基準値
	PFHxA 関連物質 (注 21)	-	以下の用途に対し、均質材料において PFHxA 関連物質の合計で 1000ppb 未満 (1) 一般公衆向けのテキスタイル、 レザー、毛皮および皮革 (2) 一般公衆向け履物 (3) 食品接触材料として使用される 紙およびボール紙 (4) 一般公衆向け混合物 (5) 化粧品
0032	C14-C17 の中鎖塩素化パラフィン (MCCP)	-	含有禁止 (注 22) (注 23)
0033	オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4) デカメチルシクロペンタシロキサン (D5) ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)	D4: 556-67-2 D5: 541-02-6 D6: 540-97-6	物質そのもの、他物質の構成成分およ び混合物として、0.1 重量%未満 【成形品は対象外】 (注 24) (注 25)

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

注7) 一部のアゾ染料・顔料に対する規制

「芳香族アミン」とは、以下の化学物質です。

化学物質名	CAS RN®
Biphenyl-4-ylamine	92-67-1
Benzidine	92-87-5
4-Chloro-o-toluidine	95-69-2
2-Naphthylamine	91-59-8
o-Aminoazotoluene	97-56-3
5-Nitro-o-toluidine	99-55-8
4-Chloroaniline	106-47-8
4-Methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4,4'-Methylenedianiline	101-77-9
3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3'-Dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3'-Dimethylbenzidine	119-93-7
4,4'-Methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-Methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4'-Methylene-bis-(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4'-Oxydianiline	101-80-4
4,4'-Thiodianiline	139-65-1
o-Toluidine	95-53-4
4-Methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-Trimethylaniline	137-17-7
o-Anisidine	90-04-0
4-Amino azobenzene	60-09-3

『「アゾ染料リスト」に含まれる染料』とは、以下の化学物質です。

化学物質名	CAS RN®
A mixture of: disodium(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato) (1-(5-chloro-2-oxidophenylazo)-2-naphtholato) chromate(1-); trisodium bis(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato) chromate(1-)	Not allocated Component 1: CAS RN®:118685-33-9 C ₃₉ H ₂₃ ClCr-N ₇ O ₁₂ S. 2Na Component 2: C ₄₆ H ₃₀ CrN ₁₀ -O ₂₀ S ₂ . 3Na

注8) 副生する第一種特定化学物質の取り扱い

RoHS 以外の禁止物資に含まれ、かつ日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化審法」という。) で規制されている以下の第一種特定化学物質について、日本の化審法に従い、副生するこれら第一種特定化学物質の使用として以下(1)および(2)を満たす場合に限り使用を認めます。

- 0017 ヘキサクロロベンゼン (HCB)
- 0004 ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)
- 0008 C10-C13 の短鎖塩素化パラフィン (SCCP)
- 0010 ビス (トリブチルスズ) =オキシド (TBTO)
- 0011 パーフフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) およびその塩

PFOS 関連物質

(ただし、PFOS 関連物質は、パーフルオロ (オクタン-1-スルホニル) =フルオロリド (PFOSF) に限る)

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

- ・ 0013 2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
- ・ 0019 PFOA (パーフルオロオクタン酸) およびその塩
PFOA 関連物質
- ・ 0028 パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) およびその塩
PFHxS 関連物質

ただし、副生するこれら第一種特定化学物質を使用されている場合には、「副生第一種特定化学物質の含有」および「副生第一種特定化学物質の名称」を弊社までご伝達ください。

- (1) 事業者が、BAT (Best Available Technology / Techniques) の原則に基づく第一種特定化学物質の化学物質中の含有量に係る上限値 (自主管理上限値) を設定し、その第一種特定化学物質の含有量の低減方策等とあわせて、あらかじめ厚生労働省、経済産業省および環境省 (3省) に文書で提出し、その妥当性を説明している。
- (2) 自主管理上限値等を設定し、3省に文書を提出した事業者は、自ら製造または輸入する化学物質中の第一種特定化学物質含有量が自主管理上限値を超えていないことを常に確認するとともに、引き続きその含有量の低減に努めている。また、3省に提出した自主管理上限値等については、3省からの求めに応じてその管理状況を報告しているとともに、状況に応じて適宜見直しを行っている。

ヘキサクロロベンゼン (HCB) のうち、テトラクロロ無水フタル酸 (TCPA)、TCPA を原料とした顔料または染料 (TCPA 由来顔料) およびピグメントブルー15 を塩素化して製造される顔料または染料 (フタロシアン系顔料) において微量に含まれる副生する HCB については、平成 31 年 3 月 29 日付 厚生労働省、経済産業省および環境省による「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて (お知らせ)」の第 2 項を満たす場合に限り使用を認めます。

ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) のうち、一部の有機顔料において微量に含まれる副生する PCB については、平成 31 年 3 月 29 日付 厚生労働省、経済産業省および環境省による「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて (お知らせ)」の第 3 項を満たす場合に限り使用を認めます。

平成 31 年 3 月 29 日付 厚生労働省、経済産業省および環境省による「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて (お知らせ)」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/class1specified/190329bat_oshirase.pdf

注 9) ジオクチルスズ (DOT) 化合物に対する規制

対象製品とは、皮膚と接触させることを意図された織物製物品、手袋、皮膚と接触させることを意図された履物または履物部品、壁紙、床材、育児用アーティクル、女性用衛生製品、おむつ、2 液室温硬化成型キット (RTV-2 成型キット) とします。

注 10) ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) の CAS RN®は、以下の通りです。

25637-99-4, 3194-55-6, 4736-49-6, 65701-47-5, 134237-50-6, 134237-51-7,
134237-52-8, 138257-17-7, 138257-18-8, 138257-19-9, 169102-57-2, 678970-15-5,
678970-16-6, 678970-17-7

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

注 11) PFOA 関連物質

- ・構造要素のひとつとして、他の炭素原子に直接結合する C_7F_{15} -をもつ直鎖または分鎖パーフルオロヘプチル基を有する物質（その塩およびポリマーを含む）
- ・構造要素のひとつとして、 C_8F_{17} -をもつ直鎖または分鎖パーフルオロオクチル基を有する物質（その塩およびポリマーを含む）
- ・次の物質は、PFOA 関連物質から除きます。
 - $C_8F_{17}-X$ ここで $X=F, Cl, Br$
 - $C_8F_{17}-C(=O)OH$, $C_8F_{17}-C(=O)O-X'$ または $C_8F_{17}-CF_2-X'$ ここで、 X' は塩を含むあらゆる基

注 12) リン酸イソプロピルフェニルの適用除外

- ・潤滑剤およびグリースへの含有は、適用除外とします。

注 13) C9-C14 のパーフルオロカルボン酸 (PFCA) およびその塩

分子式 $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$ ($n=8, 9, 10, 11, 12$ または 13) の直鎖および分岐パーフルオロカルボン酸、その塩およびそれらすべての組み合わせ

注 14) C9-C14 の PFCA 関連物質

- ・別の炭素原子に直接的に結合した分子式 C_nF_{2n+1} ($n=8, 9, 10, 11, 12$ または 13) を有するパーフルオロ基をもつ C9-C14 の PFCA 関連物質、その塩およびそれらすべての組み合わせ
- ・別の炭素原子に直接的に結合していない分子式 C_nF_{2n+1} ($n=9, 10, 11, 12, 13$ または 14) を有するパーフルオロ基をもつ C9-C14 の PFCA 関連物質、その塩およびそれらすべての組み合わせ
ただし、以下の物質を除く
 - $C_nF_{2n+1}-X$ およびすべての組み合わせ ‘ $X=F, Cl$ または $Br, n=9, 10, 11, 12, 13$ または 14
 - $C_nF_{2n+1}-C(=O)OX'$ およびその塩 ($n>13$ および X' はあらゆる基)
- ・PFCA 関連物質の分子構造に基づいて、C9-C14 PFCA に分解または変換される可能性がある物質

注 15) C9-C14 のパーフルオロカルボン酸 (PFCA) の適用除外

パーフルオロアルコキシル基を含有するフルオロプラスチックおよびフルオロエラストマーにおける C9-C14 PFCA の合計が 100ppb 未満である、C9-C14 PFCA を構成成分とする物質および混合物は、弊社への納入を認めます。

注 16) C9-C21 の長鎖パーフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) およびその塩

分子式 $C_nF_{2n+1}COOH$ (ただし、 $8 \leq n \leq 20$) を有する同族物質群

注 17) C9-C21 の LC-PFCA 関連物質

前駆物質であり、長鎖パーフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) に変換される可能性のある物質であって、パーフルオロアルキル部分が化学式 C_nF_{2n+1} (ただし、 $8 \leq n \leq 20$) を有し、フッ素、塩素もしくは臭素原子以外の任意の化学部分と直接結合している物質。

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

注 18) C9-C21 の長鎖パーフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) およびその塩、ならびに C9-C21 の LC-PFCA 関連物質の納入期限

2026 年 6 月 30 日まで、含有基準値を超えた物品の弊社への納入を認めます。

ただし、新たに含有が判明した場合、至急弊社への連絡をお願いします。

注 19) C9-C21 の長鎖パーフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) およびその塩、ならびに C9-C21 の LC-PFCA 関連物質の適用除外

交換部品用に設計された半導体については、POPs 条約の適用除外期限の 1 年前を納入期限とし、弊社への納入を認めます。ただし、POPs 条約の締約国によって個別設定される適用除外期限により、今後、弊社への納入期限を変更することがあります。

注 20) PFHxS 関連物質

構造要素のひとつとして、「C₆F₁₃S-」を含み、かつ分解により PFHxS になるポリマー等の化学物質も含む。

注 21) パーフルオロヘキサン酸 (PFHxA) およびその塩、ならびに PFHxA 関連物質

構造要素の一つとして、別の炭素原子に直接結合した C₅F₁₁- を有する直鎖状または分岐状のパーフルオロペンチル基、または C₆F₁₃- で表される直鎖状または分岐状のパーフルオロヘキシル基を有します。ただし、以下の物質を除く：

-C₆F₁₄

-C₆F₁₃-C(=O)OH, C₆F₁₃-C(=O)O-X' または C₆F₁₃-CF₂-X' ここで、X' は塩を含むあらゆる基

-非末端炭素の一つで酸素原子に直接結合したパーフルオロアルキル基 C₆F₁₃- を有する物質

注 22) C14-C17 の中鎖塩素化パラフィン (MCCP) の納入期限

2026 年 6 月 30 日まで、含有基準値を超えた物品の弊社への納入を認めます。

ただし、新たに含有が判明した場合、至急弊社への連絡をお願いします。

注 23) C14-C17 の中鎖塩素化パラフィン (MCCP) の適用除外

以下の用途において、POPs 条約の適用除外期限の 1 年前を納入期限とし、弊社への納入を認めます。ただし、POPs 条約の締約国によって個別設定される適用除外期限により、今後、弊社への納入期限を変更することがあります。

- ・ 断熱用発泡エラストマー
- ・ 防水および防食コーティング用途の接着剤およびシーラント
- ・ 金属加工油用途の極温添加剤 (extreme temperature additives) および極圧添加剤 (extreme pressure additives)

ただし、測定、分析、製造、制御、監視、試験および検査用の電気電子機器に対する金属・合金部品の製造・修理における heavy-duty プロセスのために、金属加工油が回収システムを備えた専門的または産業的環境において使用される場合に限る。

- ・ 測定、分析、製造、制御、監視、試験および検査用の電気電子機器における修理および交換部品に使用されるポリマーおよびゴム

ただし、ポリマーおよびゴムが使用されている部品の製造に MCCP が従来から使用されていた場合に限る。なお、当該機器の耐用年数の終了日が POPs 条約の適用除外期限の 1 年前よりも早い場合、その終了日を納入期限日とします。

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

注 24) オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)、デカメチルシクロペンタシロキサン (D5) およびドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6) の納入期限
2025 年 12 月 31 日まで、含有基準値を超えた物品の弊社への納入を認めます。
ただし、新たに含有が判明した場合、至急弊社への連絡をお願いします。

注 25) オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)、デカメチルシクロペンタシロキサン (D5) およびドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6) の適用除外

- ・ 成形品
- ・ シリコンポリマー製造のモノマー
- ・ 他のシリコン物質製造のための中間体
- ・ 重合モノマー
- ・ 混合物の配合または（再）充填
- ・ 成形品の製造
- ・ 非金属表面処理
- ・ 他物質の構成成分：以下の用途として

用途
シリコンポリマー自体の構成成分
適用除外が認められる混合物中のシリコンポリマー構成成分

- ・ 混合物：以下のシリコンポリマー由来の残留物として

用途	含有基準値
粘着、密封、接着、鋳造	各物質 1 重量%以下
保護コーティング	D4 0.5 重量%以下 D5 0.3 重量%以下 D6 0.3 重量%以下
接着促進剤	各物質 0.5 重量%以下
3D プリンティング	各物質 1 重量%以下
金型製作	D5 1 重量%以下 D6 3 重量%以下
パッド印刷、印刷パッドの製造	D5 1 重量%以下 D6 1 重量%以下

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

(2) 含有管理化学物質（レベルB）

弊社では、chemSHERPA 管理対象物質から「含有禁止化学物質（レベルA）」を除いた化学物質を「含有管理化学物質（レベルB）」と定めます。

chemSHERPA 管理対象物質の詳細およびその最新版リストは、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://chemsherpa.net/>

グリーン調達基準附属書 対象化学物質リスト

3. EU RoHS 指令 適用除外

弊社の減速機事業部はカテゴリ 9（産業用の監視及び制御装置）の仕様としております。
 弊社への納入品において確認された適用除外項目について、2025年8月1日時点で有効な適用除外項目一覧を下表に示します。これ以外の適用除外項目に該当する場合は、弊社担当部門へご連絡をお願いします。
 歯車事業部のカテゴリについては個別にお問い合わせください。

下表以外の適用除外および最新の適用除外の状況は、EU当局の公開する内容を確認してください。

https://ec.europa.eu/environment/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/implementation-rohs-directive_en

適用除外は、延長を申請することができます。EU当局がその申請の妥当性を検討し、延長可否を決定します。EU当局により延長が認められなかった適用除外は、決定の日から12~18ヶ月後に使用できなくなります。下表の法令期限の「未定」は、法令期限延長申請が提出済みの適用除外で、EU当局が申請の妥当性などを審議しています。

適用除外が有効である間にEUへの上市が終了した製品専用のスペアパーツについては、使用していた適用除外期間終了後も、当該適用除外を使用し続けることができます。

	適用除外項目	法令期限 (カテゴリ 9 のみ記載)	弊社への納入期限
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛めっき鋼中に含まれる 0.35 重量%までの鉛	未定	法令満了日の 1 年前
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4-重量%までの鉛	未定	法令満了日の 1 年前
6(c)	鉛含有量が 4 重量%以下の銅合金	未定	法令満了日の 1 年前
7(a)	高融点ハンダに含まる鉛（すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金）	未定	法令満了日の 1 年前
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例 圧電素子）、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	未定	法令満了日の 1 年前
34	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	未定	法令満了日の 1 年前